

## 大田市告示第169号

大田市防犯カメラの設置及び運用に関する要綱（平成25年大田市告示第123号）の一部を次のように改正する。

令和3年8月31日

大田市長 楫野弘和

第2条第1号中「いう。」の次に「ただし、臨時に設置するものを除く。」を加え、同条第2号中「画像」を「画像等」に改め、「録画された画像」の次に「及び音声」を加える。

第3条第2項中「画像」を「画像等」に改める。

第4条第1項中「総務部長」を「主管部長」に改め、同条第3項中「危機管理課長」を「主管課長」に改める。

第5条第1項中「画像」を「画像等」に改め、同条第2項中「画像」を「画像等」に、「7日間」を「2か月を超えない範囲内において管理責任者が定める期間」に改める。

第6条の見出し、同条各号列記以外の部分及び第1号中「画像」を「画像等」に改め、同条第3号中「画像」を「画像等」に、「しない」を「させない」に改め、同条第4号中「画像」を「画像等」に改める。

第7条の見出し及び同条第1項中「画像」を「画像等」に改め、同条第2項中「画像」を「画像等」に改め、「求める者」の次に「（管理責任者の命令により閲覧する職員を除く。）」を加え、同条第3項及び第4項中「画像」を「画像等」に改める。

第8条の見出し及び同条中「画像」を「画像等」に改める。

第11条を第12条とする。

第10条中「画像」を「画像等」に改め、同条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（指定管理施設における措置）

第9条 管理責任者は、指定管理施設における防犯カメラ等の運用に関する事務の全部又は一部を指定管理者に行わせるときは、協定等により個人情報保護に関し、十分な措置を講じるよう求めるものとする。

2 管理責任者は、必要があると認めるときは、防犯カメラ等の運用状況

に関し、指定管理者に報告を求め、必要な指示を行うことができる。  
様式第1号から様式第6号までの規定中「画像」を「画像等」に改める。

附 則

この告示は、令和3年8月31日から施行する。